

#	VeriSign マネージドPKI for SSL サービス規約バージョン4.0	VeriSign マネージドPKI for SSL サービス規約バージョン7.0	変更・削除
1	VeriSign マネージドPKI for SSL サービス規約 (以下、「本規約」といいます)は、日本VeriSign株式会社 (以下、「VeriSign」といいます)と本規約の締結者が代理している組織 (以下、「契約者」といいます)との間で締結されます。本規約はマネージドPKI for SSL証明書サービスを購入した契約者に適用される条件を定めます。「ACCEPT (合意する)」をクリックするか、あるいは証明書を受領することにより、契約者は本規約の一方の当事者となり、且つ、本規約の規定に拘束されることに同意します。「DECLINE (合意しません)」をクリックされると、本規約には合意されないこととなり、VeriSignのRAIにはなりません。	VeriSign マネージドPKI for SSL サービス規約 (以下「本規約」といいます)は、日本VeriSign株式会社 (以下「VeriSign」といいます)と本規約の締結者が代理している組織 (以下「契約者」といいます)との間で締結されます。本規約はマネージドPKI for SSL証明書サービス (以下「本サービス」といいます)を購入した契約者に適用される条件を定めます。「ACCEPT (合意する)」をクリックするか、あるいは証明書を受領することにより、契約者は本規約の一方の当事者となり、且つ、本規約の規定に拘束されることに同意します。	変更
2		「コードサイン証明書」とは、ソフトウェア開発者およびコンテンツブリッジャーがネットワーク経由での安全な配信のためにコードにデジタル署名するために使用される。VeriSignのクラス3のコードサイン証明書を使います。	追加
3	「CPS」とは、VeriSignのサーティフィケーション・プラクティス・ステートメント (認証業務運用規程)をいい、証明書を発行する際に認証機関または登録機関が行う証明書発行業務の手順を具体的に記載したもので、適宜修正されることがあります。VeriSignのCPSは、 <a href="https://www.verisign.com/jp/repository/CPS/">https://www.verisign.com/jp/repository/CPS/</a> から入手可能です。	「CPS」とは、VeriSignのサーティフィケーション・プラクティス・ステートメント (認証業務運用規程)をいい、証明書を発行する際に認証機関または登録機関が行う証明書発行業務の手順を具体的に記載したもので、適宜修正されることがあります。VeriSignのCPSはリポジトリから取得できます。ここにはVeriSignウェブサイトのホームページからアクセスできます。	変更
4		「リポジトリ」とは、証明書の申請を行ったウェブサイトのホームページからアクセスできる、リポジトリのリンクから入手できる各種の資料をいいます。	追加
5	「ネットシュア・プロテクション・プラン」とは、VeriSignが提供する保証を拡張するプログラムをいいます。	「NetSureプロテクション・プラン」とは、VeriSignが提供する保証を拡張するプログラムをいいます。	変更
6	「VeriSignイントラネットネットワーク」または「VTN」とは、VeriSignがイントラネットネットワークの証明書ポリシーが適用される証明書ベースの公開鍵基盤で、シマンテック (注) およびその関連会社 (VeriSignを含む)ならびにその顧客、利用者および依頼当事者により証明書の世界的な展開および利用を可能にします。	「シマンテックイントラネットネットワーク」または「STN」とは、シマンテックイントラネットネットワークの証明書ポリシーが適用される証明書ベースの公開鍵基盤で、シマンテック (注) およびその関連会社 (VeriSignを含みます)ならびにその顧客、利用者および依頼当事者により証明書の世界的な展開および利用を可能にします。	変更
7	(注)「シマンテック」とは、VeriSignの親会社である、米国デラウェア州法人であり、アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州パサデナ、ステイブンスクリークビルド (20330 Stevens Creek Blvd., Cupertino, California) に主たる事業所を有するSymantec Corporation 及びその完全子会社を意味する。	(注)「シマンテック」とは、VeriSignの親会社である、米国デラウェア州法人であり、アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州パサデナ、エリスストリート (350 Ellis Street, Mountain View, California) に主たる事業所を有するSymantec Corporation 及びその完全子会社を意味する。	変更
8	第1条 任命 (a) 任命 VeriSignは、VeriSignのCPSに従って契約者をVTN内でのRAとして任命し、契約者はその任命を承諾します。	第1条 任命 (a) 任命 VeriSignは、VeriSignのCPSに従って契約者をSTN内でのRAとして任命し、契約者はその任命を承諾します。	変更
9	(b) VeriSignのCPSおよびVeriSign マネージドPKI for SSL管理者ハンドブック 契約者は、(i) 定期的に改訂される、VeriSignのCPS、(ii) 定期的に改訂される、VeriSign マネージドPKI for SSL管理者ハンドブック (以下、「ハンドブック」といいます)、および (iii) 以下の第2条に定める義務 (ただしこれらに限定されません) を含む、VTN内でRAに課せられるすべての要件を満たし、すべての義務を履行しなければなりません。VeriSignは、CPSに改訂がある場合には、VeriSignのウェブサイト ( <a href="https://www.verisign.com/jp/repository/CPS/">https://www.verisign.com/jp/repository/CPS/</a> ) に、ハンドブックに改訂がある場合にはVeriSignマネージドPKIサポートオンライン ( <a href="https://support.verisign.com/jp/">https://support.verisign.com/jp/</a> ) に情報を提供し、契約者がRAに任命した者に通知することとします。	(b) VeriSignのCPSおよびVeriSign マネージドPKI for SSL管理者ハンドブック 契約者は、(i) 定期的に改訂されるVeriSignのCPS、(ii) 定期的に改訂されるVeriSign マネージドPKI for SSL管理者ハンドブック (以下「ハンドブック」といいます)、および (iii) 以下の第2条に定める義務 (ただしこれらに限定されません) を含む、STN内「RAに課せられるすべての要件を満たし、すべての義務を履行しなければなりません。VeriSignは、CPSに改訂がある場合には、VeriSignのウェブサイトにて、ハンドブックに改訂がある場合にはVeriSign マネージドPKIサポートオンラインに情報を提供し、契約者がRAに任命した者に通知することとします。	変更
10	第2条 契約者の義務 (a) 任命 契約者は、権限を与えられた1名又は複数の従業員をRAAとして任命します。当該RAAは、RAのために、さらに他のRAAを任命することができます。契約者は、本規約に基づき証明書を受け取るRAAにハンドブックに記載の、該当する利用規約の規定に従わせるものとします。	第2条 契約者の義務 (a) 任命 契約者は、権限を与えられた1名または複数の従業員または代理人をRAAとして任命します。このようなすべての従業員または代理人は、ハンドブックで定められた最小限の個人的資格を具備する必要があります。当該RAAは、RAのために、さらに他のRAAを任命することができます。契約者は、本規約に基づき証明書を受け取るRAAを、ハンドブックに記載の該当する利用規約の規定に従わせるものとします。	変更
11	(b) 管理者の機能 契約者は、証明書の申請中の情報の検査、当該証明書の申請の承認又は拒否、VeriSignが指定したハードウェアおよびソフトウェアの使用並びに証明書の失効の際、VeriSignのCPSおよびハンドブックに定められた事項を遵守するものとします。契約者は、適任者として、専門家として、かつ熟練者としての能力をもって、業務を実施するものとします。契約者は、(i) 証明書の申請が契約者の組織内の装置またはインターネットドメイン (SSL証明書の承認が目的の場合) のために行われ、(ii) 契約者のRAが当該証明書にRAの組織名を使用することを承認した場合にのみ、証明書の申請を承認するものとします。契約者の組織名、あるいは登録ドメイン名の変更に限っては、契約者のRAAは、速やかに本規約の下で発行した全ての利用者証明書の失効を要請するものとします。契約者は、秘密鍵を保護するためのチャレンジャーズ、PIN、ソフトウェアもしくはハードウェアの仕組みを第三者に開示してはなりません。	(b) 管理者の機能 契約者は、証明書の申請中の情報の検査、当該証明書の申請の承認または拒否、VeriSignが指定したハードウェアおよびソフトウェアの使用並びに証明書の失効の際、VeriSignのCPSおよびハンドブックに定められた事項を遵守するものとします。契約者は、適任者として、専門家として、かつ熟練者としての能力をもって、業務を実施するものとします。契約者は、(i) 証明書の申請が契約者の組織内の装置またはインターネットドメイン (SSL証明書の承認が目的の場合) のために行われ、(ii) 契約者のRAが当該証明書にRAの組織名を使用することを承認した場合にのみ、証明書の申請を承認するものとします。契約者が任命したRAAが、契約者の代理のRAAとしての活動をやめた場合は、速やかにこの権限を取り消す必要があります。契約者の組織名、あるいは登録ドメイン名の変更に限っては、契約者のRAAは、速やかに本規約の下で発行した全ての利用者証明書の失効を要請するものとします。契約者は、秘密鍵を保護するためのチャレンジャーズ、PIN、ソフトウェアもしくはハードウェアの仕組みを第三者に開示してはなりません。	変更
12	(d) 証明書に関する制限 契約者は、SSL証明書を、以下の場合には利用することはできません。(i) 自己の組織以外の組織を代理して、または自己の組織以外の組織のために利用する場合、(ii) RAAが申請中に提出した以外のドメイン名および組織名 (またはそのいずれか) に関連して秘密鍵または公開鍵の運用のために利用する場合、または (iii) それぞれの物理サーバ用の追加証明書ライセンスが付いた一つの物理デバイス上での一つの証明書を運用する場合、または複製された証明書の利用を認める特定のライセンスオプション (「証明書ライセンスオプション」といいます) を選択せずに、複数の物理サーバまたはデバイス上で同時に証明書を運用する場合。契約者は、この証明書ライセンスオプションによって、契約者のネットワークへのセキュリティに関するリスクが高くなる可能性を認識し、複数のデバイスに対する単一キーの配布が原因のセキュリティの侵害について、VeriSignを免責することに同意します。サーバまたはサーバファームウェア上のデバイスでライセンスを許諾されていないSSL証明書を運用した場合、VeriSignは、これを著作権侵害行為とみなし、侵害者に対し、法律が認める最大限の法的措置を講じます。証明書ライセンスオプションに購入した証明書は、ネットシュア・プロテクション・プランでは賠償額が10,000米ドル相当円相当額までとなります。	(d) 証明書に関する制限 契約者は、SSL証明書を、以下の場合には利用することはできません。(i) 自己の組織以外の組織を代理して、または自己の組織以外の組織のために利用する場合、(ii) RAAが申請中に提出した以外のドメイン名および組織名 (またはそのいずれか) に関連して秘密鍵または公開鍵の運用のために利用する場合、または (iii) それぞれの物理サーバ用の追加証明書ライセンスが付いた一つの物理デバイス上での一つの証明書を運用する場合、または複製された証明書の利用を認める特定のライセンスオプション (以下「証明書ライセンスオプション」といいます) を選択せずに、複数の物理サーバまたはデバイス上で同時に証明書を運用する場合。契約者は、この証明書ライセンスオプションによって、契約者のネットワークへのセキュリティに関するリスクが高くなる可能性を認識し、複数のデバイスに対する単一キーの配布が原因のセキュリティの侵害について、VeriSignを免責することに同意します。サーバまたはサーバファームウェア上のデバイスでライセンスを許諾されていないSSL証明書を運用した場合、VeriSignは、これを著作権侵害行為とみなし、侵害者に対し、法律が認める最大限の法的措置を講じます。証明書ライセンスオプションに購入した証明書は、NetSureプロテクション・プランでは賠償額が10,000米ドル相当円相当額までとなります。(iv) 自己の組織以外の組織のため、または自己の組織以外の組織を代理して利用する場合、(v) 証明書の申請時に提出した以外のドメイン名および組織名 (またはそのいずれか) に関連して秘密鍵または公開鍵の運用のために利用する場合、(vi) コンテンツの発信者の利便性を損なう可能性があるコンテンツを含むが、これらに限定されない悪質または危険なあらゆる種類のコンテンツを配信する場合、または (vii) 承認した従業員以外の者に、証明書以外の公開鍵に対応する秘密鍵へのアクセスを制御または許可するよう方法で配信する場合 (このような配信は、すべて秘密鍵の保護のため、安全な方法で行う必要があります)。 以下の事項はMPKI for Intranet SSL およびMPKI for Intranet SSL Premium Certificate Serviceに適用されます。Intranet SSL証明書は、イントラネット内でのみ利用するもので、公共のインターネットからアクセス可能なデバイスに付与してはなりません。VeriSignは、公共インターネットサーバおよびデバイス (またはそのいずれか) を監視して、Intranet SSL証明書が本条に適合することを確認する権利を保持します。VeriSignが本条に適合しないIntranet SSL証明書の使用を発見した場合は、VeriSignはRAAに対して不適合を直ちに通知します。この場合、RAAは24時間以内に直ちに、(1) Intranet SSL証明書をイントラネット内に直ちに移動するか、または (2) サーバからIntranet SSL証明書を削除して無効化するかの、いずれかの措置をとる必要があります。RAAが不適合の証明書を無効化または削除しない場合、VeriSignはRAAの証明書を取り消すことがあります。	変更
13	(e) 契約者による保証 契約者は、VeriSignに対し、以下の事項を保証します。(i) 証明書の発行のために重要な情報で契約者自らが検証、または契約者の代わりに検証された情報は、真実かつ正確であること、(ii) 契約者が承認した証明書の申請によって、瑕疵ある発行は生じないこと、(iii) 契約者はVeriSignのCPS、ハンドブックおよび本規約に定められる義務を遵守すること、(iv) 契約者がVeriSignに提出した証明書の情報は第三者の知的財産権を侵害しないこと、(v) 契約者が証明書の申請で提出した情報 (電子メールアドレスを含む) が過去に違法な目的に使用されていないこと、および今後使用されることはないこと、(vi) 契約者のRAAだけが (RAAの秘密鍵生成時から)、RAAの秘密鍵、チャレンジャーズ、PIN、秘密鍵を保護するソフトウェアまたはハードウェアの仕組みを管理し、今後も管理し、権限のない者がこれらのものや情報にアクセスしたこともなく、今後アクセスしないこと、(vii) 契約者は本規約に従って、承認された合法的な目的のみ、RAAの証明書を使用すること、および (viii) VeriSignの書面による事前の承認がない限り、VeriSignのシステム、ソフトウェアまたはVTNの技術の侵害について調査、妨害またはリパースエンジニアリングをせず、VeriSignのシステムやソフトウェアまたはVTNのセキュリティを危殆化させるような意図的な行為を行わないこと。	(e) 契約者による保証 契約者は、VeriSignに対し、以下の事項を保証します。(i) 証明書の発行のために重要な情報で契約者自らが検証、または契約者の代わりに検証された情報は、真実かつ正確であること、(ii) 契約者が承認した証明書の申請によって、瑕疵ある発行は生じないこと、(iii) 契約者はVeriSignのCPS、ハンドブックおよび本規約に定められる義務を遵守すること、(iv) 契約者がVeriSignに提出した証明書の情報は第三者の知的財産権を侵害しないこと、(v) 契約者が証明書の申請で提出した情報 (電子メールアドレスを含む) が過去に違法な目的に使用されていないこと、および今後使用されることはないこと、(vi) 契約者のRAAだけが (RAAの秘密鍵生成時から)、RAAの秘密鍵、チャレンジャーズ、PIN、秘密鍵を保護するソフトウェアまたはハードウェアの仕組みを管理し、今後も管理し、権限のない者がこれらのものや情報にアクセスしたこともなく、今後アクセスしないこと、(vii) 契約者は本規約に従って、承認された合法的な目的のみ、RAAの証明書を使用すること、ならびに (viii) VeriSignの書面による事前の承認がない限り、VeriSignのシステム、ソフトウェアまたはSTNの技術の侵害について調査、妨害またはリパースエンジニアリングをせず、VeriSignのシステムやソフトウェアまたはSTNのセキュリティを危殆化させるような意図的な行為を行わないこと。	変更

14	<p>第3条 サービスに関する追加の条件</p> <p>組織およびこれに関連するドメイン名が、そのドメイン名のアカウントを有する組織に所有され登録されている限り、ペリサインマネージドPKI for SSLサービスのライセンスは、複数の組織名およびドメイン名に対応することができます。このサービスは、自らに関連のない組織に証明書を発行するサービスプロバイダ向けではなく、またそのような目的には利用することができません。</p> <p>ペリサインセキュアードシルを表示する場合、ペリサインのウェブサイト上で公表している、ペリサインセキュアードシル利用契約に従って、インストールおよび表示を行うものとします。</p> <p>「ユニット」とは、購入する証明書の数を意味します。たとえば、1年間有効の証明書は1ユニットとなり、2年間有効の証明書であれば2ユニット必要です。また、以下の追加機能を活用することで、証明書の発行に必要なユニットの数を増やすことができます。(a) 証明書ライセンスオプションそれぞれが管理する物理サーバ用の追加証明書ライセンス付きの物理デバイス上一枚の証明書を利用すること、または複製された証明書を利用する特別のライセンスオプションを選択しない場合、それぞれの証明書は、1つの物理的サーバまたはデバイス上でのみ使用できます。このオプションでは、証明書のライセンスはそれぞれ1ユニットなので、たとえば1年間の証明書を3つのデバイスの安全性確保のために使用する場合、3ユニットが必要になり、2年間の証明書を3つのデバイスの安全性確保のために使用する場合、6ユニットが必要になります。購入した証明書ユニットは、契約者のアカウントに事前登録することができます。購入後12ヶ月以内に発行されなかった(つまり証明書と引き換えなかった)ユニットは自動的に期限が切れます。</p>	<p>第3条 サービスに関する追加の条件</p> <p>(a) ペリサインは、契約者に本契約の期間中、MPKI for SSLと、該当する場合はマネージドPKI for SSLサービスを適正にペリサインが利用可能にするすべてのソフトウェアまたはツールにアクセスして利用するための限定的な非独占的なサブライセンス不可能のライセンスを付与します。契約者はMPKI for SSLおよびそのソフトウェアおよびツールを、適用される指示および/または文書、ならびにこれらによって提供されるすべてのエンタープライズライセンスおよび制限に従ってのみ、利用できるものとします。</p> <p>(b) 組織およびこれに関連するドメイン名が、そのドメイン名のアカウントを有する組織に所有され登録されている限り、ペリサインマネージドPKI for SSLサービスのライセンスは、複数の組織名およびドメイン名に対応することができます。このサービスは、自らに関連のない組織に証明書を発行するサービスプロバイダ向けではなく、またそのような目的には利用することができません。</p> <p>(c) ペリサインセキュアードシルを表示する場合、ペリサインのウェブサイト上で公表している、証明書ライセンス規約に従って、インストールおよび表示を行うものとします。</p> <p>(d) 「ユニット」とは、購入する証明書の数を意味します。たとえば、1年間有効の証明書は1ユニットとなり、2年間有効の証明書であれば2ユニット必要です。また、以下の追加機能を活用することで、証明書が発行に必要なユニットの数を増やすことができます。(i) 証明書ライセンスオプションそれぞれが管理する物理サーバ用の追加証明書ライセンス付きの物理デバイス上一枚の証明書を利用する場合、または複製された証明書を利用する特別のライセンスオプションを選択しない場合、それぞれの証明書は、1つの物理的サーバまたはデバイス上でのみ使用できます。このオプションでは、証明書のライセンスはそれぞれ1ユニットなので、たとえば1年間の証明書を3つのデバイスの安全性確保のために使用する場合、3ユニットが必要になり、2年間の証明書を3つのデバイスの安全性確保のために使用する場合、6ユニットが必要になります。(ii) サブジェクトの別名オプション-複数のドメインを保護するための証明書の使用を許可する「SubAltNameオプション」を選択しない場合、各証明書は最大1つのドメインのみに使用されます。証明書ごとに20ドメインまたは「SubAltNames」の制限があります。このオプションでは、各ドメインはそれぞれ1ユニットなので、たとえば1年間の証明書を3つのドメインの安全性確保のために使用する場合、3ユニットが必要になり、2年間の証明書を3つのドメインの安全性確保のために使用する場合、6ユニットが必要になります。購入した証明書ユニットは、契約者のアカウントに事前登録することができます。購入後12ヶ月以内に発行されなかった(つまり証明書と引き換えなかった)ユニットは自動的に期限が切れます。</p>	変更
15	<p>第4条 ペリサインの義務</p> <p>(c) ペリサインの保証</p> <p>ペリサインは、以下の事項を保証します。(i) ペリサインが証明書作成の段階で合理的な注意を払わなかったことにより、当該証明書上の情報に誤りが生じていないこと、(ii) 当該証明書の発行はペリサインのCPSの重要な要件に適合していること、および(iii) ペリサインの失効サービスおよびリポジトリの利用はペリサインのCPSの重要な要件に適合していること。</p>	<p>第4条 ペリサインの義務</p> <p>(c) ペリサインの保証および免責事項</p> <p>ペリサインは、以下の事項を保証します。(i) ペリサインが証明書作成の段階で合理的な注意を払わなかったことにより、当該証明書上の情報に誤りが生じていないこと、(ii) 当該証明書の発行はペリサインのCPSの重要な要件に適合していること、および(iii) ペリサインの失効サービスおよびリポジトリの利用はペリサインのCPSの重要な要件に適合していること。本条に定める限定的な保証を除外し、ペリサインは、明であるか黙示であるか、または法定であるかを問わず、適用性、特定目的への適合性、顧客の要求の充足および第三者の権利を侵害していないこと黙示の保証を含む、履行または取引の過程で生じるその他のいかなる保証も行いません。</p>	変更
16	<p>第5条 財産権</p> <p>契約者は、ペリサインおよびそのライセンサが、ペリサインが提供するサービス(以下に列挙するものに対する改造、派生物、組み合わせ、翻案、アップグレードおよびインターフェース等を含みます(以下、これを総称して「ペリサインの成果物」といいます))に関連して開発され、組み込まれ、実施された機密情報、その他の価値ある情報、製品、サービスならびに発案、概念、技術、発明、プロセス、ソフトウェアおよび著作物に関するすべての知的財産権を有することを了解するものとします。契約者の既存のハードウェア、ソフトウェアまたはネットワークはペリサインの成果物に含まれません。本規約により、各当事者は、他の当事者の知的財産権に関する財産権またはライセンスを得ることはなく、引き続きそれぞれの知的財産権を独自に所有または保持するものとします。</p>	<p>第5条 知的財産権</p> <p>契約者は、ペリサイン、シマンテックおよび両者への権利許諾者が、ペリサインが提供するサービス(以下に列挙するものに対する改造、派生物、組み合わせ、翻案、アップグレードおよびインターフェース等を含みます(以下、これを総称して「ペリサインの成果物」といいます))に関連して開発され、組み込まれ、実施された機密情報、その他の価値ある情報、製品、サービスならびに発案、概念、技術、発明、プロセス、ソフトウェアおよび著作物に関するすべての知的財産権を有することを了解するものとします。契約者の既存のハードウェア、ソフトウェアまたはネットワークはペリサインの成果物に含まれません。本規約により、各当事者は、他の当事者の知的財産権に関する財産権またはライセンスを得ることはなく、引き続きそれぞれの知的財産権を独自に所有または保持するものとします。</p>	変更
17	<p>第6条 サービスの料金、支払いおよび税金</p> <p>契約者がペリサイン マネージドPKI for SSLの管理画面を通して購入したサービスの対価として、契約者は、サービスを選択した時点で、契約者が受領したペリサインの発行した請求書の金額をペリサインに支払います。振込手数料等、支払いに係る費用は契約者の負担とします。他に明示的に定められていない限り、契約者は料金を遅滞なく支払うものとします。ペリサインは、ペリサインの証明書をサービスをリニューアルするには、所定の認証手続の完了およびリニューアル時の所定サービス料金のすべての支払を含む(ただしこれに限られるものではない)、その時点で最新の条件に従う必要があります。ペリサインは、契約者にリニューアルの日30日前までに、サービスの有効期限が満了することを通知します。また、契約者は、サービスがリニューアルされたことの確認に際してすべての責任を負うものとします。ペリサインは、サービスのリニューアルにおける過失や誤りを含め、リニューアルに関して、契約者または第三者に対する責任を負いません。支払期限経過後の未払金は、催告期間経過後、年18.25%の割合(1年を365日とする)に基づき計算される遅延損害金が発生します。料金は税抜きで表示されています。サービス料金に対して、政府またはその他の政府機関により課されるすべての税金、関税、開税、料金を他の政府による徴収金(所得税、サービス税、利用税および付加価値税を含む)、ペリサインの所得に基づき課せられる税を除く)は、契約者の負担となり、当該税金の一部ではなく、当該税金から差し引かれたり、それにより相殺されたりするものではありません。ペリサインに対する支払はすべて、いかなる税金、開税、違約金などの控除または源泉徴収なくして支払われるものと、法律に従って、控除または源泉徴収が要求される場合は、契約者の控除または源泉徴収にかかわる支払い額を増額し、控除または源泉徴収後にペリサインが、当該控除または源泉徴収が無かつたものとした場合の受取額に相当する正味金額(これに対する税金等の負担は発生しない)を受け取るものとします。</p>	<p>第6条 サービスの料金、支払いおよび税金</p> <p>契約者がペリサイン マネージドPKI for SSLの管理画面を通して購入したサービスの対価として、契約者は、サービスを選択した時点で、ペリサインのウェブサイトに掲載される所定の料金を、または適用される場合、契約者が受領したペリサインの発行した請求書の金額を、ペリサインに支払うものとします。振込手数料等、支払いに係る費用は契約者の負担とします。他に明示的に定められていない限り、契約者は料金を遅滞なく支払うものと、返金を求めることができます。ペリサインの証明書サービスリニューアルするには、所定の認証手続の完了およびリニューアル時の所定サービス料金のすべての支払を含む(ただしこれに限られるものでありません)、その時点で最新の条件に従う必要があります。ペリサインは、契約者にリニューアルの日30日前までに、本サービスの有効期限が満了することを通知します。また、契約者は、本サービスがリニューアルされたことの確認に際してすべての責任を負うものとします。ペリサインは、本サービスのリニューアルにおける過失や誤りを含め、リニューアルに関して、契約者または第三者に対する責任を負いません。支払期限経過後の未払金は、催告期間経過後、年18.25%の割合(1年を365日とする)に基づき計算される遅延損害金が発生します。料金は税抜きで表示されています。サービス料金に対して、政府またはその他の政府機関により課されるすべての税金、関税、開税、料金を他の政府による徴収金(所得税、サービス税、利用税および付加価値税を含む)、ペリサインの所得に基づき課せられる税を除く)は、契約者の負担となり、当該税金の一部ではなく、当該税金から差し引かれたり、それにより相殺されたりするものではありません。ペリサインに対する支払はすべて、いかなる税金、開税、違約金などの控除または源泉徴収なくして支払われるものと、法律に従って、控除または源泉徴収が要求される場合は、契約者の控除または源泉徴収にかかわる支払い額を増額し、控除または源泉徴収後にペリサインが、当該控除または源泉徴収が無かつたものとした場合の受取額に相当する正味金額(これに対する税金等の負担は発生しません)を受け取るものとします。本条は、マネージドPKI for SSLサービスを再販業者から購入した契約者には適用されません。</p>	変更
18	<p>第8条 補償</p> <p>(a) 補償</p> <p>本規約の各当事者(以下「補償者」といいます)は、相手方当事者(以下「被補償者」といいます)ならびにその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継者および譲受人を、次の事項に関連して、直接的または間接的に発生する第三者からの請求、訴訟、手続き、判決、損害および費用(合理的な弁護士費用を含む)から免責するものとします。(i) 本規約に基づく補償者の保証、事実の表明および義務についての補償者による重大な違反、(ii) 補償者もしくはその従業員、代理人または請負者の本規約の履行の過程における故意または重大な過失、(iii) ペリサインが提供した、変更が加えられていないサービスが日本国の特許、著作権、営業秘密を侵害しているという主張(公開のソースコードネットワークまたは第三者の仕様に起因する場合は除く)。この場合、補償者はペリサインであり、本条(b)項に基づくペリサインの権利の付与を条件とする。ただし、補償者は、(iv) 訴訟または和解の進行を被補償者に知らせ、協議すること、(v) 補償者は、被補償者の書面による同意がない限り(この同意は正当な理由なしに拒否されるものではありません)、解決が刑事訴訟、訴訟、裁判の結果またはその一部である場合、または解決が被補償者側の責任や不正行為(契約違反や不法行為にかかわらず)の認容を含む内容である場合、または解決が被補償者による特定履行や金銭以外による賠償を求める場合には、申立を解決する権利がないこと、および(vi) 被補償者は、自己負担で自選の弁護士をもって、申立の防衛に参加する権利を有することとします。</p>	<p>第8条 補償</p> <p>(a) 一般的な補償</p> <p>本規約の各当事者は、相手方ならびにその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継者および譲受人を、自己またはその従業員、代理人もしくは請負者の本規約の履行の過程における故意または重大な過失に起因するすべての第三者からの請求、訴訟、手続き、判決、損害および費用(合理的な弁護士費用を含む)から免責するものとします。</p>	変更
19	<p>(b) 知的財産権の侵害申立に関するペリサインの選択権</p> <p>本条(a)項に基づく申立に対し、ペリサインは、自己の裁量により、影響を受けたサービスの使用を継続する権利を取得するか、または日本国内において第三者の特許、著作権または営業秘密の侵害とならぬよう当該サービスを交換もしくは修正することができます。ペリサインが商業上合理的な努力をしても上記のいずれも行っても行けない場合、ペリサインは、契約者に対し書面により通知することで、該当する注文を解除することができます。本条(a)(iii)及び(b)に規定されている権利および救済措置は、本規約に基づきペリサインが提供するサービスに関する、ペリサインの義務のすべてであり、契約者の唯一の救済措置となるものとします。</p>	<p>(b) 知的財産権の侵害に関するペリサインの補償</p> <p>第三者からの請求、訴訟、手続き、または判決が、本サービスが日本国の特許、著作権、営業秘密を侵害しているという主張(以下「侵害申立」といいます)に基づくものである限りにおいて、ペリサインは契約者ならびにその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継者および譲受人をこれらの侵害申立から免責するものと、ペリサインは、契約者に最終的に裁定される損害について、本サービスによる直接的侵害に起因する損害の範囲、または、契約者との和解で合意された範囲で、これに経費(合理的な弁護士費用を含む)を加算して補償するものとします。</p> <p>いかなる侵害申立に対しても、ペリサインは、自己の裁量により、影響を受けた本サービスの使用を継続する権利を取得するか、または日本国内において第三者の特許、著作権または営業秘密の侵害とならぬよう本サービスを交換もしくは修正することができます。ペリサインが商業上合理的な努力をしても上記のいずれも行っても行けない場合、ペリサインは、契約者に対し書面により通知することで、本サービスを解除することができます。また、ペリサインは、既に支払われている料金(インストール料金およびその他の臨時の料金を除きます)について、その評価がなされた支払われた残存有効期間に応じた料金に等しい解除費用を、終了後30日以内に支払うものとします。</p> <p>上記の補償は、以下に起因する侵害には適用されません。(i) オープンソースまたは第三者のネットワークもしくは製品、(ii) 本規約に従わずにサービス利用、(iii) 申し立てられた侵害が、ペリサインが提供していないその他のサービス、ソフトウェア、またはハードウェアと本サービスを組み合わせなければ発生しなかった可能性がある場合は、このような組み合わせでサービスを利用、(iv) 申し立てられた侵害が、ペリサインによるものではないサービスの侵害となれば発生しなかった可能性がある場合は、このような変更、または、(v) 申し立てられた侵害が、利用可能となっている新しいバージョンを利用することによって回避された可能性がある場合は、申し立てられたバージョンによるサービスの利用。</p> <p>本条(b)に規定されている権利および救済措置は、本規約に基づきペリサインが提供するサービスに関する、ペリサインの義務のすべてであり、契約者の唯一の救済措置となるものとします。</p>	変更
19	<p>(c) RAとしての任命に関する契約者の侵害</p> <p>第三者からの請求、訴訟、手続き、または判決が、契約者が第2条に規定された義務に厳格に従わなかったことに起因する限りにおいて、契約者はペリサイン、シマンテック、ならびにその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継者および譲受人をこれらの申立から免責するものとします。</p>	<p>(c) RAとしての任命に関する契約者の侵害</p> <p>第三者からの請求、訴訟、手続き、または判決が、契約者が第2条に規定された義務に厳格に従わなかったことに起因する限りにおいて、契約者はペリサイン、シマンテック、ならびにその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継者および譲受人をこれらの申立から免責するものとします。</p>	変更

		<p>(d) 補償プロセス  補償を受ける当事者（以下「被補償者」といいます）は、第11条(a)に従い、補償を行う当事者（以下「補償者」といいます）に対して書面によって速やかに通知するものとします。侵害申立を通知する場合、この通知は(i)第三者による日本国の特許、著作権、営業秘密、および第三者の申立の影響を受ける可能性のあるサービスを特定し、(ii)当初から、また継続的に、契約者が第三者の申立の通知を提供したその他潜在的補償者、およびこのような潜在的補償者によって契約者に提供されたサービスを特定するものとします。  補償者には、このような通知を受け取った後、この申立に対する防衛策をとる前に、第三者の申立が補償の範囲に収まるかどうかを調査するための合理的な時間が与えられます。こうした通知を受けたすべての申立、または補償の範囲に収まるすべての申立に関して、補償者はこれらの申立に対する防御（和解を含みます）について管理する権利を有し、全面的な責任を負うものとします。ただし、以下を前提とします。(i) 補償者は、訴訟または和解の進行を被補償者に知らせ、協議すること、(ii) 補償者は、被補償者の書面による同意がない限り（この同意は正当な理由なしに拒否されるものではありません）、解決が刑事訴訟、訴訟、裁判の結果またはその一部である場合、または解決が被補償者側の責任や不正行為（契約違反や不法行為にかかわらず）の認容を含む内容である場合、または解決が被補償者による特定履行や金銭以外による賠償を求める場合には、申立を解決する権利がないこと、および(iii) 被補償者は、自己負担で自選の弁護士をもって、申立の防御に参加する権利を有することとします。  補償の範囲であると主張されるすべての申立に対する補償者の防御の前提は、申立が本規約で定められた侵害に正しく対処するかどうかの判定に害を与えるものではなく、また、第8条(a)、(b)、(c)の下での侵害に対処している限り、すべての申立および損害に関して第8条(a)、(b)、(c)の下での義務を申し立てる補償者の権利を放棄させるものでもありません。</p>	変更
20	<p>第9条 責任の制限  本条における責任の制限は、本規約に基づき発行された証明書について生じた損害、請求、その他の損失に関して適用されます。ある証明書の利用または依拠に関して、ペリサインが契約者および第三者に対して負担することのある損害賠償額の総額は、<b>400,000米ドル相当額</b>を上限とします。本条で定める責任の制限は、証明書に関連するデジタル署名、取引または請求の額にかかわらず、同一とします。ペリサインは、それぞれの証明書につき、損害賠償額の上限を超えて支払いをする義務はありません。加えて、いかなる場合においても、逸失利益を含むあらゆる間接損害、特別損害、付随損害または懲罰的損害賠償金について、これらが予見可能であったかどうかまたはこれらの発生の可能性について知らされていたかどうかにかかわらず、いずれの当事者も他の当事者および第三者に対し一切の責任を負わないものとします。本条に定める限定的な明示の保証を除き、ペリサインは、明示であるか黙示であるか、または法定であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、顧客の要求の充足および第三者の権利を侵害していないことの黙示の保証を含む、履行または取引の過程で生じるその他のいかなる保証も行いません。逸失を起因とする人に対する傷害もしくは死亡に対する一方当事者の賠償責任に関しては、本条の定めによる制限はありません。法令により責任の制限の排除が認められない場合は、本条の制限の一部が契約者に適用されない場合があります。</p>	<p>第9条 責任の制限  (a) 本規約の下でのすべての申立に対する各当事者の累積的な責任は、<b>100万米ドル相当額</b>を超えないものとします。この制限は、以下に起因する責任には適用されません。(i) 第7条（秘密保持）、(ii) 第8条（補償）、(iii) ペリサインの責任による死亡または重大な人身傷害。上記の制限は、NetSureプロテクションプランの対応範囲に含まれる申立には適用されません。  (b) いかなる場合においても、逸失利益を含むあらゆる間接損害、特別損害、付随損害または懲罰的損害賠償金について、これらが予見可能であったかどうかまたはこれらの発生の可能性について知らされていたかどうかにかかわらず、いずれの当事者も他の当事者および第三者に対し一切の責任を負わないものとします。</p>	変更
21	<p>(f) 輸出規制  いずれの当事者も、本規約に基づく義務に関わる、アメリカ合衆国の連邦政府、州政府および地方政府により定められた法律、規則および輸出条件ならびに日本国の法律、規則および輸出条件を遵守するものとします。契約者がペリサインから入手したデータの最終的な輸出先をペリサインに開示した場合でも、また、本規約において矛盾する条項がある場合であっても、契約者は、ペリサインが提供した技術データまたはその一部を、直接または間接を問わず、変更、輸出または再輸出する際には、アメリカ合衆国または日本国政府、またはその機関による必要な許可、もしくはその他の国の政府の輸出許可もしくはその他の許可を、すべて事前に得るものとします。契約者が本条を遵守しなかった場合、ペリサインは事前の通知なしに、契約者への責任を負うことなく、本規約で定める義務の履行を停止する権利を有するものとします。</p>	<p>(f) 輸出規制  いずれの当事者も、本規約に基づく義務に関わる、アメリカ合衆国の連邦政府、州政府および地方政府により定められた法律、規則ならびに日本国の法律、規則を遵守するものとします。上記の一般法規に限らず、各当事者はすべての輸出規制に従う必要があります。契約者がペリサインから入手した証明書、ソフトウェア、ハードウェア、または技術のデータ（以下「ペリサインの技術」といいます）の最終仕向地をペリサインに開示した場合でも、また、本規約において矛盾する条項がある場合であっても、契約者は、以下に従うものとします。(i) 事前に米国または輸出規制を導入しているすべての国の政府から必要なすべての許可を得ない限り、ペリサインの技術データまたはその一部を変更し、直接または間接を問わず、輸出規制によって制限または禁止されている仕向地へ輸出または再輸出しないこと、(ii) ペリサインの技術を、アメリカ合衆国財務省外国資産管理局の「特別指定国民および封鎖者リスト」、アメリカ合衆国商務省の「禁輸対象者」リスト、アメリカ合衆国商務省の「産業安全保障局(BIS)業者リスト」、またはこれらに相当するリストに掲載されている当事者に提供しないこと、(iii) 直接または間接を問わず、輸出規制で禁止されている原子力、ミサイル、生物化学兵器の最終用途で、ペリサインの技術を輸出または再輸出しないこと。契約者が本条を遵守しなかった場合、ペリサインは事前の通知なしに、契約者への責任を負うことなく、本規約で定める義務の履行を停止する権利を有するものとします。</p>	変更
22	#N/A	<p>(j) 紛争解決。  法によって許可されている限り、訴訟を提起する前、または本規約のすべての側面を含む紛争についての行政上の申立を開始する前に、契約者は、ペリサインならびにその他すべての紛争関係者に対し、ビジネス上の解決を求める目的で通知を行うものとします。契約者とペリサインの両者は、ビジネス上の話し合いを通じてこの紛争を解決するために、誠意をもって努力するものとします。最初の通知から60日以内に紛争が解決されない場合、当事者は本規約で指定されている適用法の下で許可されている通りに手続きを進めるものとします。</p>	変更